

子育て世帯臨時特例給付金 受付開始

今年4月からの消費税率の引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯への影響を緩和するため、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

対象者には、詳しい支給要件が書かれたお知らせを送付します。勤務先で児童手当・特例給付を受給している公務員は除きます。

お知らせが届かなかった方で、該当すると思われる方はご連絡をお願いします。

臨時福祉給付金

対象者

次の要件を全て満たす方

- ①平成26年1月1日時点で香美市に住民票がある方
- ②平成26年度の市民税(均等割)が課税されていない方。課税されている方の扶養親族等※や、生活保護費を受給されている方などは除きます。

※税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者

支給額

1人1万円。老齢基礎年金や児童扶養手当等を受給されている方には、さらに、5,000円が加算されます。

子育て世帯臨時特例給付金

対象者

次の要件を全て満たす方

- ①平成26年1月1日時点で香美市に住民票がある方
- ②平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している方
- ③平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

支給額

対象児童1人につき1万円。対象児童とは、支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童で、臨時福祉給付金の対象となる児童や生活保護費を受給されている児童などを除きます。

申請方法

市役所から、お知らせが届いた方は、対象となるか確認の上、同封の申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに返信専用封筒で郵送してください。平成25年の所得状況により支給の対象とならないことがあります。

受付期間

7月1日(火)～12月26日(金)

問い合わせ先

福祉事務所 社会福祉班 ☎53-3117



今夏の電力需給は、東日本から電力を融通してもらわないと、中部及び西日本全体で、予備率3%を確保できないなど、昨夏よりも厳しい状況です。

四国電力管内では、安定供給に最低限必要とされる予備率3%を確保できる見通しですが、大規模な発電所のトラブルが発生した場合、安定供給ができなくなる恐れがあります。

節電をお願いする期間・時間帯

7月1日～9月30日までの平日
(8月13日～15日を除く)
9時～20時

※なお、無理な節電によって、体調を崩すことのないように、健康管理には十分にご注意ください。

節電に関する情報は

政府の節電ポータルサイト 節電.go.jp

Web 節電.go.jp 検索
http://setsuden.go.jp/

四国経済産業局HP

Web 四国経済産業局 検索
http://www.shikoku.meti.go.jp/

節電にご協力を

できることから無理なく

節電取り組みメニュー例

エアコン

- ①冷房は28℃設定が目安。
- ②カーテンやブラインドを使う。
- ③扇風機を併用する。
- ④エアフィルターをこまめに清掃する(2週間に一度くらいが目安)。

冷蔵庫

- ①食品は詰め込みすぎない。
- ②ドアの開放時間を短くする。
- ③庫内は適切な温度に設定する。
※食品の傷みにご注意ください。
- ④壁から適切な間隔をとる。
- ⑤ドアバッキンの掃除と点検をする。
- ⑥熱いものは冷まして、湿ったものはラップ等に包んで入れる。

照明

- ①不要な照明はこまめに消す。
- ②白熱電球を、電球型蛍光灯やLED電球に取り換える。
- ③取り換え時は省エネ型器具を選ぶ。

テレビ

- ①見ない時や就寝時は、主電源を切る。
- ②明るさ・音量はひかえめに。

情報公開・個人情報保護制度の運用状況をお知らせします

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの、市役所の情報公開制度の運用状況と個人情報保護制度の運用状況をお知らせします。

【問い合わせ先】総務課 ☎53-3112

情報公開制度の運用状況		
公開請求件数	処理状況	左のうち不服申立
101		
(内訳)	公開	85
議会	部分公開	9
市長部局	非公開	1
教育委員会	取り下げ	5
選挙管理委員会	不受理	1
農業委員会		
消防		
水道事業管理者		

情報公開制度とは、行政機関が作成した文書の開示を求めることができる制度です。

個人情報保護制度の運用状況

個人情報業務登録数	447
目的外利用した件数	992
外部への情報提供	3,570

個人情報の本人からの開示等請求

開示請求	6
(内訳) 開示	6
非開示	0
不服申立	0
訂正請求	0
削除請求	0
中止請求	0
苦情・相談件数	0

他課の情報を利用する目的外利用や、警察署や税務署等の官公庁等に個人情報を提供する外部への情報提供は、個人情報保護条例に基づくものでなければなりません。市に対して、本人の個人情報の開示を請求することや(開示請求)、開示を受けた個人情報の訂正や利用中止を請求することができます(訂正請求・利用中止請求)。